

【見本 1 - 1】納税通知書（表面）

令和7年度

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書

様方

下記によって、各納期の納期内に納めてください。

令和7年4月1日

京都市長

印

納税者コード	区	字	番	号	氏名	物件区
納税者						
共有者						

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

差出人

京都市
CITY OF KYOTO

1 課税標準額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
A 土地(共用土地)	円	円
B 土地	円	円
C 家屋	円	円
D 合計[B+C]	円	円

2 税額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
E 算出税額[A×税率+D×税率]	円	円
F 減額・減免税額	円	円
G 徴収猶予税額	円	円
H 年税額[E-F-G]	円	円
I 年税額合計(納付額)	円	

3 期別	J 納期限	期別納付額
第1期分	令和7年4月30日	円
第2期分	令和7年7月31日	円
第3期分	令和8年1月5日	円
第4期分	令和8年3月2日	円

年税額が「4,000円」以下の場合の納期は、第1期分の1回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。

この税金の課税の根拠等について

1 課税の根拠	この通知に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び京都市市税条例の規定によって、令和7年1月1日現在、市内に所在する土地又は家屋（都市計画税は、市街化区域内のみ）を所有している方に課されるものです。
2 納期限までに納付されなかった場合の措置（延滞金及び滞納処分）	<p>納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年8.7%（令和7年中。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.4%（令和7年中））の割合[※]を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。</p> <p>また、督促状を発送した日から換算して11日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。</p> <p>※令和8年1月以降の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付の平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。</p>
3 不服の申立て	<p>納税通知書に記載された税額等の基礎となる、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。</p> <p>また、価格について不服があるときは、審査委員会の決定後にその取消しの訴えによってのみ争うことができますが、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして当該訴えを提起することができます。</p> <p>※ 基準年度（直近では令和6年度）以外においては、新たに固定資産税が課されることになった場合、地目変更、家屋の改築等により前年度から価格の変更があった場合等において審査の申出が可能です。</p> <p>この税金の課税処分について不服がある場合（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除く。）は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
4 市税の納付場所	京都市の指定金融機関、収納代理金融機関など（詳しくは納付書の裏面をご覧ください。）

① この通知で課税している土地又は家屋の明細は、2枚目以降の課税明細書のとおりです。課税明細書の内容にご不明点がある場合は、表面の市税事務所固定資産税担当までご連絡ください。

届出や調査へのご協力をお願い

次のような場合には、表面の市税事務所固定資産税担当まで届け出てください。また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

- ◆ 土地や家屋の利用状況に変更があった場合
 - 住宅敷地の利用状況に変更があった場合（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更など）
 - 家屋を新築・増改築又は取り壊した場合
 - 家屋の用途を変更した場合（店舗等から住宅へなど）
 - 家屋の居住割合を変更した場合（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更など）
- ◆ 非課税の要件に該当する場合、又は非課税の要件を欠くことになった場合
- ◆ 住居を変更した場合などで送付先の変更等が必要な場合

ただし、京都市内での住所変更、市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされた時は不要。
- ◆ 国外に転出するため、代理で納税通知書の受取や納付を行う納税管理人の届出が必要な場合
- ◆ 所有者が亡くなられたこと等により、現に所有する者（現所有者）になった場合

ただし、既に法務局において、不動産登記の名義変更が行われた場合は不要。

※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。（お問合せ：京都地方法務局[075-231-0131（代）]）

【見本 1 - 2】納税通知書（表面）

令和7年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書

様方

令和7年4月1日

京都市長

印

納税者コード	区	字	番	号	氏名	物件区
納税者						
共有者						

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

京都市
CITY OF KYOTO

差出人

① 課税標準額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
A 土地(共用土地)	円	円
B 土地	円	円
C 家屋	円	円
D 合計[B+C]	円	円

② 税額	固定資産税(税率1.4%)	都市計画税(税率0.3%)
E 算出税額[A×税率+D×税率]	円	円
F 減額・減免税額	円	円
G 徴収猶予税額	円	円
H 年税額[E-F-G]	円	円
I 年税額合計(納付額)	円	

③ 期別	J 納期限	期別納付額
第1期分	令和7年4月30日	円
第2期分	令和7年7月31日	円
第3期分	令和8年1月5日	円
第4期分	令和8年3月2日	円

口座内容等

収納機関名称	
収納機関	
記号・口座番号等	
種別	
振替方法	
口座名義人	

年税額が「4,000円」以下の場合は、第1期分の1回限りとなります。
課税の根拠等については、裏面に記載しています。
個人情報保護のため、口座番号等の下4桁を非表示としています。
振替日は、各納期限となります。
(一括の場合は、第1期納期限)

【見本 1 - 2】納税通知書（裏面）

この税金の課税の根拠等について

1 課税の根拠	この通知に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法及び京都市市税条例の規定によって、令和7年1月1日現在、市内に所在する土地又は家屋（都市計画税は、市街化区域内のみ）を所有している方に課されるものです。
2 納期限までに納付されなかった場合の措置（延滞金及び滞納処分）	納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年8.7%（令和7年中。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.4%（令和7年中））の割合 [*] を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。 また、督促状を発送した日から換算して11日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。 ※令和8年1月以降の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付けの平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。
3 不服の申立て	納税通知書に記載された税額等の基礎となる、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に文書により京都市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に審査の申出をすることができます。 また、価格について不服があるときは、審査委員会の決定後にその取消しの訴えによってのみ争うことができますが、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして当該訴えを提起することができます。 ※ 基準年度（直近では令和6年度）以外においては、新たに固定資産税が課されることになった場合、地目変更、家屋の改築等により前年度から価格の変更があった場合等において審査の申出が可能です。 この税金の課税処分について不服がある場合（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除く。）は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
4 市税の納付場所	京都市の指定金融機関、収納代理金融機関など

① この通知で課税している土地又は家屋の明細は、2枚目以降の課税明細書のとおりです。課税明細書の内容にご不明点がある場合は、表面の市税事務所固定資産税担当までご連絡ください。

届出や調査へのご協力をお願い

次のような場合には、表面の市税事務所固定資産税担当まで届け出てください。
また、担当者が必要に応じて調査しますので、ご協力をお願いします。

- ◆ 土地や家屋の利用状況に変更があった場合
 - 住宅敷地の利用状況に変更があった場合（住宅敷地の一部を貸し駐車場等に変更など）
 - 家屋を新築・増改築又は取り壊した場合
 - 家屋の用途を変更した場合（店舗等から住宅へなど）
 - 家屋の居住割合を変更した場合（専用住宅の一部を事業用に変更、店舗等の一部を居住用に変更など）
- ◆ 非課税の要件に該当する場合、又は非課税の要件を欠くことになった場合
- ◆ 住居を変更した場合などで送付先の変更等が必要な場合
ただし、京都市内での住所変更、市外へ転出される場合で、住民票の手続きをされた時は不要。
- ◆ 国外に転出するため、代理で納税通知書の受取や納付を行う納税管理人の届出が必要な場合
- ◆ 所有者が亡くなられたこと等により、現に所有する者（現所有者）になった場合
ただし、既に法務局において、不動産登記の名義変更が行われた場合は不要。
※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。（お問合せ：京都地方法務局[075-231-0131（代）]）

令和7年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書

この課税明細書は、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書に係る課税対象資産の内訳を記載しているものです。

免税点は、土地(30万円未満)・家屋(20万円未満)それぞれの課税標準額の合計額で判定します。

納税者コード	区	学区	町	氏名	物件区
納税者					

※裏面に記載がないか、複数枚にわたっていないか、ご確認ください。

■お問合せ、各種証明書等の請求の際は、この用紙をお持ちください。

この用紙は課税明細書です。

令和7年4月1日

京都市長



【見本2】課税明細書（土地明細）

天

土地 所在地： []		① 評価地目(住宅用地区分)						⑦ 物件相当税額		円
		② 評価地積			㎡			⑧ 軽減税額		円
		③ 当該年度価格(評価額)【合計】			円					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税			都市計画税			⑪ 備考			
単位(円)	小規模住宅	一般住宅	非住宅等	小規模住宅	一般住宅	非住宅等				
⑤ 前年度課税標準額										
△ 当該年度価格(評価額)【内訳】										
⑥ 負担水準										

【見本2】課税明細書（家屋明細）

_____ 天

家屋 所在地： [_____]		⑨ 種類／構造		⑦ 物件相当税額	円
		⑩ 評価床面積	m ²	⑧ 軽減税額	円
		③ 当該年度価格(評価額)【合計】	円		
家屋番号：					
④ 当該年度課税標準額	固定資産税	円	都市計画税	円	⑪ 備考

【見本3】納付書（表面）

 領収済通知書 		第 1 期 分	
令和7年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)()		口座番号 01010-3-960099	加入者名 京都市会計管理者 市町村コード 261009
税目コード	納税者コード	整理No.	調定年度
区	学区	町	氏名
納税者			

令和 7

納期限	令和7年4月30日
(ご注意)金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。	
税額	円
延滞金	円
合計	円

(宛先) 京都市長
 右記の金額を取納したので通知します。
 京都市指定・取納代理金融機関、京都市区会計管理者


 領収日付印
 1

eL-QR

(京都市/CVS本部控) 整理番号(99)

取りまとめ局 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター
 取納代行会社 三菱UFJニコス株式会社

 納付書		 領収証書	
令和7年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)()		令和7年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)()	
口座番号 01010-3-960099		口座番号 01010-3-960099	
加入者名 京都市会計管理者 市町村コード 261009		加入者名 京都市会計管理者 市町村コード 261009	
第 1 期 分		第 1 期 分	
納期限 令和7年4月30日		納期限 令和7年4月30日	
税目コード	納税者コード	税目コード	納税者コード
区	学区	区	学区
町	氏名	町	氏名

税額	円
延滞金	円
合計	円

上記の金額を納付します。


 領収日付印
 1

(金融機関/CVS店舗控) 整理番号(99)

上記の金額を領収しました。(収入印紙不要)

支払券による納付の場合、
 証書は、失効します。
 (この領収の)


 領収日付印
 1

取納代行会社 三菱UFJニコス株式会社 (納税者控)

【見本3】納付書（裏面）

令和7年4月1日現在 +

納付場所

- 市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）
右京区役所京北出張所（ただし窓口開所時間に限る。）
- 次の金融機関の本店・支店・出張所
銀行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、
南都、但馬、徳島大正
信用金庫 京都、京都中央
信用組合 京滋、近畿産業
その他 近畿労働金庫、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、
京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会
- 近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局
- 上記の金融機関を含む全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- 次のコンビニエンスストアの全国店舗
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ニューヤマザキデイリーストア、
MMK（マルチメディアキオスク）設置店（ただし、無人端末機を除く。）、
ポプラ、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマネスクラブ
上記納付場所においては、クレジットカード払い及びスマホ決済アプリはご利用できません。

納付には、便利な口座振替を

上記の指定金融機関、収納代理金融機関の本・支店並びにゆうちょ銀行直営店及び郵便局で取り扱っています。

※2月以降に口座振替を申し込まれた方については、1期分の口座振替の有無にかかわらず、納付書を同封している場合があります。納付書が同封されている方については、口座振替登録完了後にお送りする「お知らせガガキ」で口座振替の開始時期をご確認ください。

【留意事項】

*次のような納付書はコンビニエンスストアで納めることができませんので、お手数ですが金融機関等で納付してください。

- 金額が訂正されたもの
- 1納付書あたりの金額が30万円を超えるもの
- バーコードが印字されていないもの
- バーコードが印字されているも、破損、汚損等により読み取りができないもの
- コンビニ・クレジット等取扱期限を超過したものの

【クレジット・ネットバンキングでの納付方法】
「地方税お支払サイト」からクレジットカード及びネットバンキングが利用できます。

*クレジットカードはご利用に際し、所定の手数料が必要です。詳しくは京都市ホームページにて「地方税お支払サイト」を検索してご確認ください。

スマートフォン・
タブレットの方は
こちらから



【スマートフォン用決済アプリでの納付方法】
スマートフォン用決済アプリの請求書（払込書）払いが利用できます。利用可能なアプリや納付方法等、詳しくは京都市ホームページにて「市税の納付方法」を検索してください。

※「地方税お支払サイト」及びスマホアプリからの納付の場合は、領収証書を発行いたしません。領収証書が必要な場合は、右記納付場所をご利用ください。

納税証明書が必要な方は、領収証書と本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）をお持ちください。法人の場合は、請求の際に代表者印の押印が必要です。領収証書は大切に保存してください。

(点字)

どの の こてい しさん ぜい ・ とし けいかく ぜい
 の一ぜい つーち しょ に きさい されて いる ぜいがく わ
 つぎ の とーり です 。
 きょーと たろー さま
 の一ぜい しゃ こーど 1 2 3 4 5 6 - 7 8 9 0
 ねん ぜいがく 7 0 , 6 0 0 えん
 だい いち き ぶん 1 9 , 6 0 0 えん
 だい に き ぶん 1 7 , 0 0 0 えん
 だい さん き ぶん 1 7 , 0 0 0 えん
 だい よん き ぶん 1 7 , 0 0 0 えん
 とち なかぎょー く からすま どーり おいけ さがる
 とらや ちょー 1
 かかく 1 2 3 , 4 5 6 , 7 0 0 えん
 ぜいそーとーがく 7 6 5 , 4 3 2 えん
 かおく なかぎょー く からすま どーり おいけ さがる
 とらや ちょー かおく ぼんごー 1
 かかく 1 2 3 , 4 5 6 , 7 0 0 えん
 ぜいそーとーがく 7 6 5 , 4 3 2 えん

(墨字)

同封の固定資産税・都市計画税納税通知書に記載されている税額は次のとおりです。

京都 太郎 様

納税者コード 1 2 3 4 5 6 - 7 8

年税額 7 0, 6 0 0 円

第1期分 1 9, 6 0 0 円

第2期分 1 7, 0 0 0 円

第3期分 1 7, 0 0 0 円

第4期分 1 7, 0 0 0 円

土地 中京区烏丸通御池下る虎屋町1

価格 1 2 3, 4 5 6, 7 0 0 円

税相当額 7 6 5, 4 3 2 円

家屋 中京区烏丸通御池下る虎屋町 家屋番号1

価格 1 2 3, 4 5 6, 7 0 0 円

税相当額 7 6 5, 4 3 2 円